

新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する  
緊急対策関係閣僚会議の開催について

〔令和3年3月15日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

1. 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、女性や非正規雇用労働者の雇用への影響の深刻化や、生活の困窮による自殺や孤立等の課題に対応するため、新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。

議長	内閣総理大臣
議長代理	内閣官房長官
構成員	一億総活躍担当大臣兼孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣
	経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
	総務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
3. 議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他関係者に対し、会議への出席を求めることができる。
4. 会議の庶務は、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。